報告書提出

十一月二十四日委員長から次の報告書を提出した。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案（参第五三号）審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一五号）審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）審査報告書

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）審査報告書

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書

人事異動

内閣

（福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・飯塚簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　重富　朗

願に依り本官並びに兼官を免ずる（十一月二十二日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はアメリカ合衆国、ペルー国及びアルゼンチン国く出張のところ十一月二十三日帰朝した。

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上十一月二十三日）

内閣府

岩城眞佐子　髙尾　剛正

願に依り子ども・子育て会議委員を免ずる（各通）

関　美津子　東出公一郎

子ども・子育て会議委員に任命する（各通）（以上十一月二十四日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房国家公安委員会会務官）警視長　福田　正信

警視監に任命する

栃木県警察本部長を命ずる（十一月十七日）

警察庁

（警察庁刑事局捜査第二課長）警視長　檜垣　重臣

警察庁長官官房国家公安委員会会務官を命ずる

（警察庁長官官房総務課広報室長）同　重松　弘教

警察庁刑事局捜査第二課長を命ずる

（栃木県警察本部長）警視監　松岡　亮介

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長を命ずる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長兼生活安全局付兼刑事局付）同　中村　格

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長事務取扱を免ずる（以上十一月十七日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（十一月二十三日）

（国際局次長）財務事務官　土井　俊範

国際局長事務代理を免ずる

（国税庁次長）同　飯塚　厚

国税庁長官事務代理を免ずる（以上十一月二十四日）

防衛省

（防衛装備庁プロジェクト管理部プロジェクト管理総括官）海将補　佐藤　直人

兼ねて海上幕僚監部勤務を命ずる

（練習艦隊司令部首席幕僚）一等海佐　新田　洋

兼ねて護衛艦隊司令部勤務を命ずる（以上十一月四日）

（陸上自衛隊化学学校付）一等陸佐　赤嶺　成俊

陸上自衛隊富士学校勤務を命ずる

（護衛艦隊司令部）一等海佐　**吉野　敦**

しもきた艦長を命ずる

（しもきた艦長）同　鈴木　拓哉

横須賀地方総監部監察官を命ずる

（横須賀地方総監部監察官）同　江原　雄仁

海上自衛隊東京業務隊付を命ずる（以上十一月七日）

（防衛装備庁プロジェクト管理部プロジェクト管理総括官兼海上幕僚監部）海将補　佐藤　直人

海上幕僚監部の兼務を解く（十一月十四日）

（第五普通科連隊長）一等陸佐　田中　仁朗

南スーダン派遣施設隊付を命ずる（十一月二十日）

（海上幕僚監部指揮通信情報部情報課）一等海佐　加茂　義永

海上幕僚監部指揮通信情報部情報課情報班長を命ずる

（第五一航空隊副長）同　山形　文則

第五航空群司令部勤務を命ずる

（第二〇一教育航空隊司令）同　櫻井　猛

第五一航空隊副長を命ずる

（教育航空集団司令部教育主任幕僚）同　藤森　丈士

第二〇一教育航空隊司令を命ずる

（海上幕僚監部指揮通信情報部情報課情報班長）同　近藤　俊明

練習艦隊司令部勤務を命ずる（以上十一月二十一日）

最高裁判所

東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　**芦澤　政治**

福島家庭裁判所判事に補する

福島家庭裁判所長を命ずる

福島簡易裁判所判事に補する（十一月十九日）

○定年退官

判事川口政明は十一月十八日限り定年退官

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年11月28日

国土交通大臣　石井　啓一

１．全国内航鋼船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,150円」に、「228,700円」を「229,700円」に、「186,550円」を「187,550円」に、「177,250円」を「178,250円」に改める。

２．海上旅客運送業最低賃金第４項中「242,050円」を「243,050円」に、「187,950円」を「188,950円」に、「180,600円」を「181,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

最低賃金の改正決定に関する公示

石川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月28日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間795円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。